

# 令和6年度大阪地方最低賃金審議会

## 第360回総会 会議次第

令和6年8月8日（木） 午前10時  
（大阪合同庁舎第4号館2階 第2共用会議室）

- 1 開 会
  
- 2 議 事
  - （1）大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告等について
  
  - （2）大阪府最低賃金の改正決定について
  
  - （3）その他
  
- 3 閉 会



令和6年8月1日

大阪労働局長  
志村 幸久 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子

### 大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和6年7月2日付け大労発基 0702 第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（同日閣議決定）に配意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に、同部会において、慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員一任により、別紙のとおりとする結論に達したためここに答申する。

公益委員は、本年度の大阪府最低賃金の改正金額を検討するにあたり、景気は緩やかに回復しているものの、円安傾向や原材料費高騰が続き、特に中小企業・小規模事業者の価格転嫁がまだまだ不十分な状況を踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素につき特に次の点を注視した。労働者の生計費については、消費者物価指数が依然高い水準で推移していること、勤労者世帯の消費支出が上昇していること、労働者の賃金については、実態調査等各種統計資料に基づく賃金上昇率が前年を上回ること、春季賃上げ妥結状況における上昇率が昨年以上に高い水準となったこと、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数がまだまだ高い水準であること、中小企業の業況判断はマイナス圏での推移であること、以上を総合的に勘案し改正金額を導いた。

効力発生の日の在り方については、労使で議論を尽くしたが、現行制度の枠組においては本審議会で一定の結論を得ることは極めて難しいことを確認した。効力発生の日については、令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づき改正最低賃金額の効果を速やかに波及させるために、令和6年10月1日とした。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と

物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正が企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月)の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

写

- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

大阪府最低賃金

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,114円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年10月1日



令和6年8月8日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 衣笠 葉子 殿

大阪地方最低賃金審議会  
大阪府最低賃金専門部会  
部会長 森 詩恵

### 大阪府最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年7月2日、大阪地方最低賃金審議会において付託された大阪府最低賃金の改正決定について、公労使代表委員が「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて審議を行った。大阪の状況を概観するとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」（令和6年6月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（同日閣議決定）に留意し、中央最低賃金審議会の目安に関する公益委員見解を参酌し、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に、同部会において、慎重に審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益委員一任により、下記のとおりとする結論に達したので、最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、答申したことを報告する。

公益委員は、本年度の大阪府最低賃金の改正金額を検討するにあたり、景気は緩やかに回復しているものの、円安傾向や原材料費高騰が続き、特に中小企業・小規模事業者の価格転嫁がまだ不十分な状況を踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素につき特に次の点を注視した。労働者の生計費については、消費者物価指数が依然高い水準で推移していること、勤労者世帯の消費支出が上昇していること、労働者の賃金については、実態調査等各種統計資料に基づく賃金上昇率が前年を上回ること、春季賃上げ妥結状況における上昇率が昨年以上に高い水準となったこと、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数がまだ高い水準であること、中小企業の業況判断はマイナス圏での推移であること、以上を総合的に勘案し改正金額を導いた。

効力発生の日の在り方については、労使で議論を尽くしたが、現行制度の枠組においては本審議会ですべての結論を得ることは極めて難しいことを確認した。効力発生の日については、令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項に基づき改正最低賃金額の効果を速やかに波及させるために、令和6年10月1日とした。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正が企業経営を取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を踏まえ、関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実をすること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や省力化投資の補助金等による支援の強化をすること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 適切な価格転嫁対策については、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(令和5年11月)の周知徹底を行うとともに、取組の強化を図ること
- ⑤ いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進に向けた制度改善、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと
- ⑥ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の

引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

記

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域  
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額  
1時間 1,114円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日  
令和6年10月1日



**令和5年度**  
**大阪府最低賃金の改正決定（答申） 附帯事項への取組について**

令和5年8月7日 答申 附帯事項

関係省庁が連携して、賃金引上げの環境整備のため、生産性向上に向けた設備投資の更なる支援や取引条件の改善等以下の支援策の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

（政府への要望）

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための事業再構築補助金等の施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り越す等税制を含めて更なる政策を検討すること
- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）・「改正振興基準」（令和4年7月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政府主導で実効性のある取組を行うこと
- ⑤ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

（大阪労働局への要望）

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと
- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること
- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑥ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、生産性向上のための事業再構築補助金等の施策について更なる特例的な要件緩和・拡充を早急に行うことはもとより、直接的な新たな支援策を実施すること

業務改善助成金においては、令和5年8月31日に対象事業場を拡大し、一定の条件を満たす事業者は賃上げ後の申請が可能となるように拡充が図られた。

- ・対象事業場を事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差が50円以内の事業場に拡大
- ・事業場規模50人未満の事業場を対象として特定の期間における賃金引上げ後の申請を可能とする
- ・助成率区分の金額を見直し、高助成率が適用される範囲の拡大

さらに、令和5年12月26日には一部の申請について、申請期限(令和6年1月31日)を令和6年3月31日に延長が図られた。



また、事業再構築補助金「最低賃金枠」について、対象企業を拡大する要件緩和を実施。ものづくり補助金、IT導入補助金について、事業場内最低賃金を改定後の地域別最低賃金+50円以上の水準にする場合、採択審査において更なる加点措置を実施。

令和5年度補正予算(令和5年11月29日)においては、ものづくり補助金、IT導入補助金等中小企業生産性革命推進事業に1,000億円、として中小企業省力化投資補助事業(人手不足に悩む中小企業等に対して、省力化投資を支援することにより付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげる事業)の創設に1,000億円が閣議決定された。

(政府への要望)

- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、特に、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、控除額を翌年へ繰り越す等税制を含めて更なる政策を検討すること

令和6年度税制改正により賃上げ促進税制の強化が図られた(令和6年4月1日施行)。この改正により中小企業においては、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%の税額控除が可能となった。

This table details the changes in tax rates for small businesses under the 2024 tax reform. It compares the old and new rates for various categories such as '課税標準額' (Taxable Standard Amount) and '課税額' (Tax Amount). The table shows a significant reduction in the tax rate for small businesses, from 15.47% to 10.0%, which is a key measure to support wage increases.



(政府への要望)

- ③ ①及び②について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと

業務改善助成金、賃上げ促進税制等を効果的に実施するためには、十分な予算措置が必要であり、そのためには制度の必要性を幅広く認識されることが重要となることから、制度の周知、更なる利用促進を図る。

(政府への要望)

④ 下請取引の適正化については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な価格転嫁に向けた環境整備のため、政府主導で実効性のある取組を行うこと

## 1 経済産業省(中小企業庁)の取組

- ・下請中小企業振興法に基づく企業名公表  
(令和5年8月29日に発注側企業116社、令和6年1月12日に発注側企業220社の企業名を公表)
- ・取引適正化に向けた自主行動計画の改定・徹底
- ・価格交渉促進月間(9月・3月)における周知・広報の強化及び月間終了後のフォローアップ調査の実施

## 2 公正取引委員会の取組

- ・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の公表(令和5年11月29日)
- ・下請取引の適正化についての要請(令和5年12月8日)
- ・コスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査結果の公表  
(令和5年12月27日)
- ・取引適正化に向けた法遵守状況の自主点検結果の公表(令和6年1月18日)
- ・独占禁止法上「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表(令和6年3月15日)

## 3 厚生労働省の取組

- ・1月から3月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知
- ・下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「下請振興法の振興基準」や「べからず集リーフレット」を配付、「下請かけこみ寺」を紹介
- ・賃金引上げに関するWebページを公開。賃金引上げに関する企業の好取組事例や賃金引上げに向けた支援策等を掲載

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保を行うこと

1 周知広報の取組

(1) ポスター・リーフレットによる周知

- ・厚生労働省版の他、裏面に中小企業支援策等を盛り込んだ大阪労働局版を作成し、幅広く配布。6月30日現在の配布枚数

・大阪労働局版リーフレット	45,142 枚
・大阪労働局版特賃リーフレット	82,112 枚
・大阪労働局版近畿リーフレット	12,631 枚
・厚生労働省版リーフレット	54,247 枚
・パンフレット	10,097 枚
・ポスター	2,907 枚



令和5年度大阪局版  
地賃リーフレット



令和5年度本省版  
地賃リーフレット



令和5年度大阪局版  
特賃リーフレット

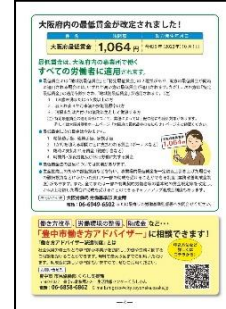
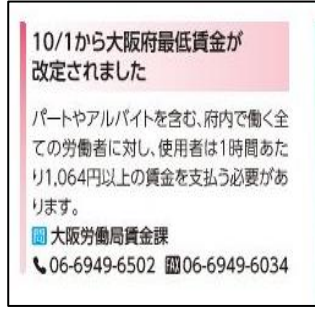


令和5年度大阪局版  
近畿最低賃金リーフレット

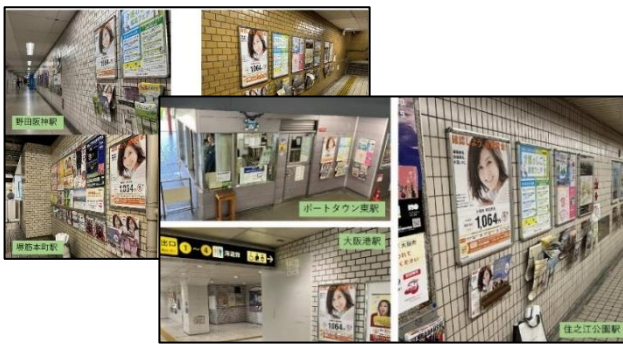
- ・近畿版は、需給調整事業部の派遣セミナー等で配付。近畿各局へもデータを提供し共有
- ・メーリングリストを活用し、437の労働保険事務組合や近畿圏内の70大学・短大へ改正額や事業主支援策等を周知



(2) 大阪府内全市町村に広報誌への掲載を依頼



(3) 各自治体・出先機関、関係機関にポスター、リーフレット、パンフレット等配架依頼



大阪市民局 (大阪メトロ)



大阪市立天王寺図書館



堺市役所

(4) 金融機関での包括連携協定を活用した取組

- ・大阪信用金庫 広報誌 「だいしん NOW」(11、1月号)に掲載
- ・大阪信用金庫 大阪府内各支店の電子掲示板へモニター掲示(9月)
- ・池田泉州銀行 大阪府内各支店(84支店)の大阪労働局専用ラックに最賃リーフレットを配架(9、12月)



「だいしん NOW 11月号」



「だいしん NOW 1月号」



池田泉州銀行

## (5) 公共交通機関を活用した取組

- ・厚生労働省が、改正直前 1 週間に大阪府内主要 32 駅へ有料にてポスターを掲出



J R (高槻駅)



近鉄 (上本町駅)



京阪 (淀屋橋駅)



泉北高速 (泉ヶ丘駅)

## (6) 確定申告会場等における周知

- ・大阪国税局へ府内 31 税務署でのポスター掲示、リーフレット配架を依頼。確定申告期間中、各税務署や合同開催会場において周知。また、14 府税・自動車税事務所へも、ポスター掲示、リーフレット配架を依頼。



西成税務署



大阪府中央府税事務所

## (7) マスメディア等を通じた取組

- ・答申後、会長と局長による記者会見を開催 (令和 5 年 8 月 7 日)
- ・「最低賃金周知・支援月間」の取組を記者発表 (令和 5 年 8 月 28 日)
- ・ケーブルテレビ J : COM へ出演 (令和 5 年 9 月 15 日)
- ・産経ワーキングプレス (産経新聞 発行部数 65 万部) へ掲載 (令和 5 年 10 月 15 日)
- ・大阪労働局 YouTube チャンネル、大阪労働局労働基準部公式 X による情報発信





答申後の記者会見



大阪労働局 YouTube チャンネル



ケーブルテレビ J:COM



大阪労働局労働基準部公式X

(8) その他の取組

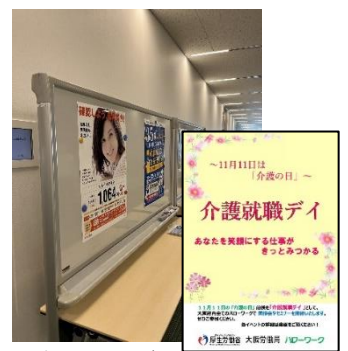
- ・大阪働き方改革推進会議 最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員への周知協力要請
- ・減額特例許可事業場、過去5年間の最低賃金重点監督による違反事業場に対する周知
- ・大阪労働局主催各種セミナー等においてポスター掲示、リーフレット配付等による周知
- ・需給調整事業部から大阪府内の労働者派遣事業、職業紹介事業者へ近畿2府4県最低賃金リーフレットを送付
- ・労働保険新規適用事業場への特賃リーフレットの配付



大阪・職場の健康づくり  
フォーラム



障害者就職面接会



介護就職デイ



大阪総合行政相談所 (近畿管区行政評価局)



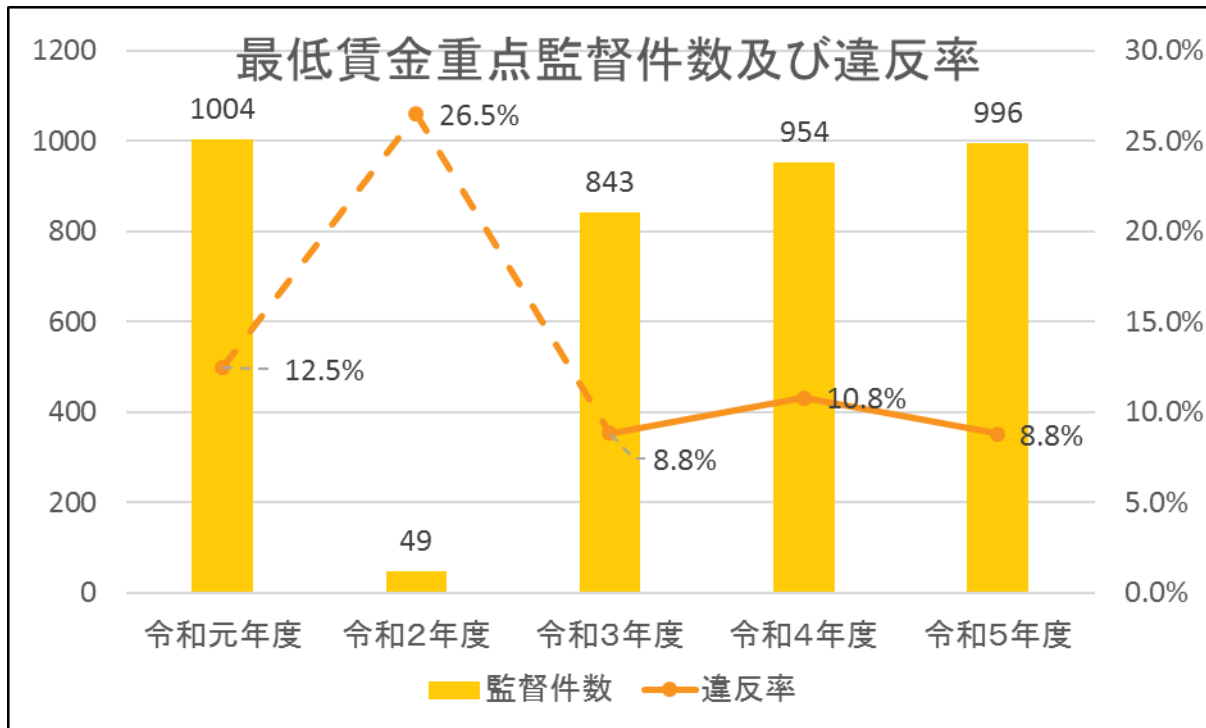
大阪国際交流センター



## 2 履行確保の取組

### ・最低賃金重点監督

令和6年1月～3月期に実施。各種統計調査や過去の指導状況等から、賃金額が最低賃金額未満のおそれが高いと考えられる事業者を対象に実施



最低賃金重点監督で配付

## 3 検証と課題・今後の取組

大阪府内自治体の協力もあり大阪府内43市町村すべての広報誌に掲載され、広く府民へ周知することができた。引き続き、各関係機関と連携し、大阪府最低賃金額の周知を図っていく。

最低賃金重点監督の結果、一定数の違反事業場が存在するため、引き続き履行確保のための監督指導を徹底する。

## (大阪労働局への要望)

- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること

## 1 令和5年9月「最低賃金周知・支援月間」の取組

- (1) 大阪労働局全体としての取組を局内外に周知
- (2) 最低賃金リーフレット裏面に省庁を横断する支援策を盛り込み、利活用促進を図った。
- (3) 労使団体、中小企業と関わりの深い機関等への周知協力要請
- (4) 「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」においてセミナーを開催
- (5) 最低賃金改定の影響を受けやすい事業場に対し、業務改善助成金等事業主支援策をまとめた資料を用意し、各労働基準監督署から直接働きかけ
- (6) 10月1日以降に最低賃金を下回ることになる求人票を提出している求人者へ、ハローワークから改正最低賃金額、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、事業主支援策について周知
- (7) 大阪労働局雇用保険電子申請事務センターを通じた周知として、大阪労働局雇用保険電子申請事務センターが処理完了の届出書類を返信する際、大阪労働局版リーフレットも添付し事業主支援策を周知



## 2 大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターの取組

助成金の活用、生産性の向上、働きがいをもつ賃上げ策などの相談に、電話・メール・個別出張訪問等希望に応じて対応。経営相談等に関する相談の場合は、適宜、大阪府よろず支援拠点へ取次ぎを行った。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	2,084	2,204	2,303
セミナー開催数(回)	114	159	243
セミナー参加者数(人)	4,050	5,236	6,558
訪問コンサルティング(件)	776	1,290	2,111

※相談件数には、賃金・助成金・同一労働同一賃金等含む、すべての相談を計上。また、1回で複数項目の相談も1件として計上。

### 3 労働基準監督署における取組

- (1) 「最低賃金周知・支援月間」では、最低賃金改定の影響を受けやすい事業場を選定し、事業主支援策をまとめた資料を用意し、労働基準監督署から改定額とともに支援策の活用を呼びかけた。
- (2) 1月～3月までの「集中取組期間」において、労働基準監督署では定期監督等の際、事業場の業種等に合わせた賃金額がわかる資料を提供するとともに、支援策等を紹介して事業主に賃金引上げの検討の働きかけを実施。(再掲)

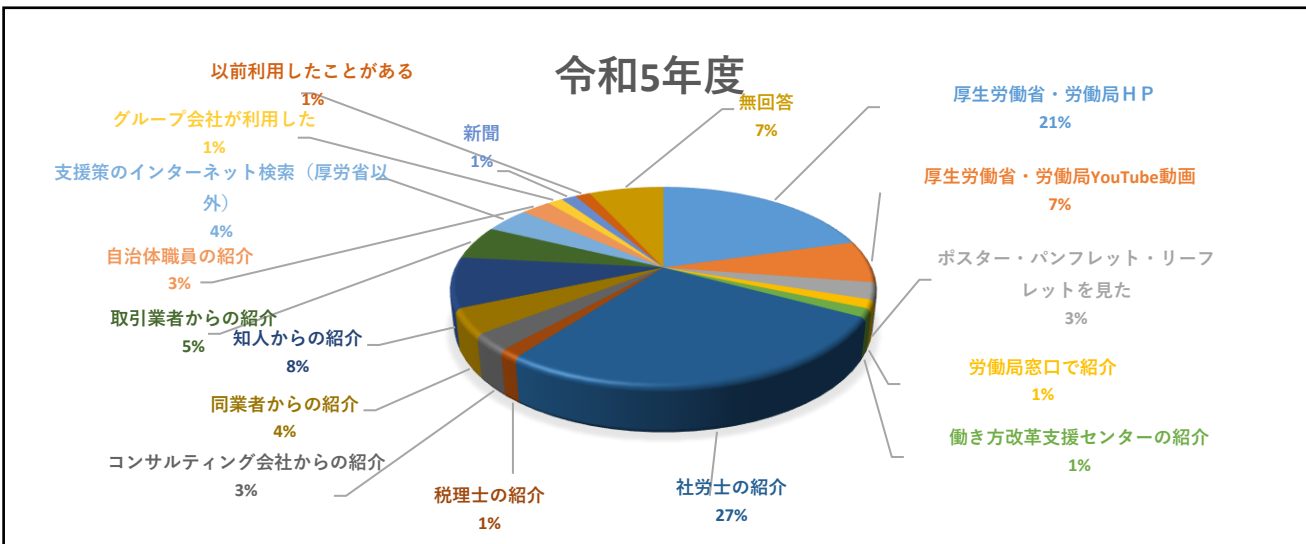
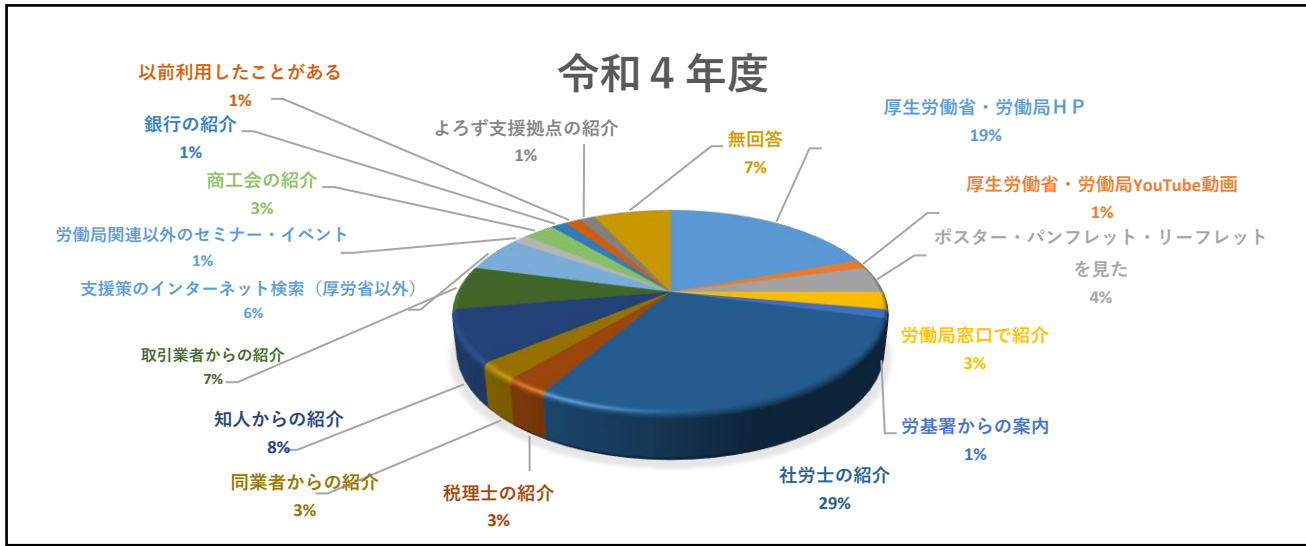
### 4 大阪における支援策活用状況

#### (1) 厚生労働省関連

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
業務改善助成金	申請件数	360件	510件	1,529件
	実績件数	285件	370件	1,117件
働き方改革推進支援助成金 ※成果目標を賃金引き上げとしているもの	申請件数	17件	46件	105件
	実績件数	17件	37件	76件
キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース、賃金規定等共通化コース)	申請件数	128件	228件	387件
	実績件数	141件	208件	296件
キャリアアップ助成金 (社会保険適用時処遇改善コース 令和5年10月制度開始)	計画書提出件数	—	—	986件
人材開発支援助成金	申請件数	5,017件	4,936件	4,922件
	実績件数	4,519件	4,760件	4,461件
人材確保等支援助成金 (中小企業団体助成コース、テレワークコース)	申請件数	0件	6件	6件
	実績件数	0件	6件	6件

(業務改善助成金アンケート結果)

業務改善助成金を知ったきっかけは何ですか (複数回答可)。



(2) 経済産業省関連

	令和4年度 採択件数	令和5年度 採択件数
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業 (ものづくり補助金)	725 件	521 件
小規模事業者持続的発展支援事業(持続化補助金)	1,940 件	2,491 件
サービス等生産性向上 IT 導入支援事業(IT 導入補助金)	4,914 件	6,788 件
中小企業等事業再構築促進事業	2,525 件	1,972 件

## 5 近畿経済産業局との連携

- (1) 厚生労働省、経済産業省所管の支援制度をリーフレット、労働局ホームページにまとめて掲載
- (2) 近畿経済産業局が開催する補助金や税制措置に関する中小企業施策説明会において、最低賃金制度、業務改善助成金について紹介

## 6 検証と課題・今後の取組

賃金引上げを図る中小企業を支援する業務改善助成金と中小企業が賃上げしやすい環境を整えるための制度・助成金等幅広い相談に応じる「大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター」、経営課題などに相談に応じる「よろず支援拠点」を積極的に周知し、それぞれの利活用促進に取り組む。

また、関係団体、関係省庁と連携し、横断的な事業主支援策の周知を図っていく。

(大阪労働局への要望)

- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、当該業務委託先による最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、行政機関に対して取組強化を要請すること

### 1 自治体への文書による配慮要請

- (1) 本省労働基準局長から各都道府県知事・政令指定都市市長あてに要請文書送付
- (2) 大阪府知事と大阪労働局長の連名で上記政令指定都市以外の市町村に要請文書送付
- (3) 大阪労働局労働基準部長名で国の在阪行政機関・事務所、独立行政法人あてに要請文書送付

### 2 最低賃金に係る情報の提供に関する協定

- (1) 平成 29 年度に大阪市、令和元年度に堺市、令和 5 年度に枚方市と締結
- (2) 未締結市町村に対し、協定締結の勧奨文書送付

### 3 検証と課題・今後の取組

政令指定都市を除く大阪府内すべての自治体、在阪行政機関等に対する配慮要請は継続して実施する。

最低賃金違反に係る情報の提供に関する協定に基づいた取組を的確に実施する。また、未締結の自治体については、協定の締結の働きかけを行っていく。

(大阪労働局への要望)

- ④ 下請取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること。特に、最低賃金の履行確保の監督を行う1月から3月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと

## 1 関係省庁との連携

### (1) 下請かけこみ寺事業（中小企業庁）

「下請かけこみ寺事業にかかる近畿ブロック情報連絡会議」への出席。公正な取引慣行の構築、関係法令遵守の徹底について連携。また、最低賃金引上げに向けた支援制度等について情報を共有

### (2) よろず支援拠点（中小企業庁）

労働基準監督署や大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、中小企業庁のよろず支援拠点や各種補助金について紹介。また、よろず支援拠点では、中小・小規模企業の支援に関する相談の際に、厚生労働省の働き方改革推進支援センターや業務改善助成金を案内

## 2 労働基準監督署における取組

### (1) 労働基準関係法令違反が認められた事業主で、

- ①違反の背景に下請法第4条（親事業者の禁止行為）違反、独占禁止法第19条（物流特殊指定）違反のおそれがある場合、公正取引委員会又は中小企業庁に通報。
- ②違反の背景に元請による建設業法（下請たたき）違反のおそれがある場合、国土交通省に通報

### (2) 労働基準関係法令違反が認められなくても、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われる事案について、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省へ通報

### (3) 下請等中小事業者から「下請たたき」に関する情報を把握した場合、「下請振興法の振興基準」や「べからず集リーフレット」を配付、「下請かけこみ寺」を紹介

### (4) 1月から3月までの「転嫁対策に向けた集中取組期間」において、最低賃金の遵守のための指導とあわせて、賃金引上げや転嫁対策関連の施策を周知

### 3 検証と課題・今後の取組

所管官庁と関係官庁との連携のスキームは整備されていることから、引き続き連携を行い、最低賃金違反等の背景を見極め、所管官庁への通報を確実にやっていく。

(大阪労働局への要望)

- ⑤ 上記①から④を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること

現在の取組状況等について厚生労働省に説明を行い、十分な予算措置が得られるように図る。

# 令和5年度 答申附帯事項の取組への実施計画

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月～
<div style="border: 2px solid yellow; padding: 10px; background-color: yellow;"> <h2 style="text-align: center;">周知広報、利活用の促進、履行の確保、下請取引の適正化</h2> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 監督指導等による履行の確保・支援策の周知（監督署）</li> <li>◆ 労働保険新務適用事業所への周知（監督署） ◆ 関係機関への通報（監督署）</li> <li>◆ 最低賃金に係る情報の提供に関する協定に基づく自治体との連携（労働局・監督署）</li> <li>◆ 各種会議、集団指導、セミナー、合同就職面接会等での周知（労働局、監督署、ハローワーク）等</li> </ul> </div>											
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申後の記者会見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低賃金周知支援月間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組状況の報告</li> <li>・ 大阪働き方改革推進会議最低賃金のための環境整備に関する作業部会の開催</li> <li>・ 自治体広報誌による周知</li> <li>・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正行政機関に対する最低賃金額の周知</li> <li>・ 減額特例計可事業場、過去5年間の最低賃金連反事業場への周知</li> <li>・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪府内高等学校への周知</li> <li>・ 在阪鉄道各社への広報依頼</li> <li>・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括連携協定を活用した金融機関での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治体へ最低賃金に係る情報の提供に関する協定の締結勸奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 確定申告会場での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働保険年度更新会場での周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働保険年度更新の案内に事業主支援策を掲載し送付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組状況の報告</li> </ul>	